

## 山口市中学校部活動改革推進協議会設置要綱（案）

## （目的）

第1条 国が示す公立中学校等の部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、本市の中学生等にとってふさわしいスポーツ・文化芸術活動環境の構築に資するため、山口市中学校部活動改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 本市における中学生のスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実をめざした中学校部活動の地域移行に向けた体制整備に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

## （組織）

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる山口市教育委員会事務局が指定する機関及び団体等（以下「構成団体」）から選出された者をもって組織する。

- 2 協議会の目的（第1条）の遂行のために、必要がある場合は随時、委員の追加を行う。

## （役員）

第4条 この協議会に次の役職を置く。

会長 1名

副会長 1名

- 2 会長は山口市教育委員会事務局教育部長をもって充て、副会長は山口市交流創造部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を取りまとめ、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、委嘱の日からその属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 7 必要に応じて、顧問、参与、オブザーバーを置く。

## （事務局）

第5条 協議会の事務を処理するため、山口市教育委員会事務局学校教育課に事務局を置く。

## （会議）

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議では、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## （調整部会）

第7条 会長は、必要に応じて部会等を設置することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会議において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

(解散)

2 協議会は、目的を達したときに解散する。

別表 (構成団体)

山口市スポーツ協会
山口市スポーツ推進委員協議会
山口市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
山口市スポーツ少年団指導者連絡協議会
山口市内の文化協会
山口市文化振興財団
山口県吹奏楽連盟山口地区
山口市中学校校長会
山口市PTA連合会
山口市交流創造部
山口市教育委員会事務局